

## 平成 27 年度における被措置児童等虐待の状況について

平成 28 年 5 月 31 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 16 の規定に基づき、平成 27 年度における茨城県の被措置児童等虐待の状況について、次のとおり公表します。

### 1 被措置児童等虐待の状況（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

通告受理件数：1 件      うち訪問等調査件数：1 件      うち事実確認の結果 虐待該当：1 件

### 2 虐待該当事案の状況

#### 【事案】

(1) 虐待を受けた被措置児童の状況：10 代女兒

(2) 虐待の種類：性的虐待

(3) 事案の概要

児童養護施設の児童指導員が、入所児童の居室に侵入し、身体を触ったり、性行為を行った。

(4) 県が講じた措置

施設に対し、以下の内容等について改善指導を行いました。

- ・被害児童に対する心理的なケアを適切に行うこと。
- ・被措置児童等虐待の未然防止、早期発見に係る方策を見直すこと。
- ・施設職員全員に対し、被措置児童虐待の防止について周知を図り、児童養護施設職員としての責務を再確認させること。
- ・組織として職員の力量向上に取り組むとともに、報告の徹底と問題事案への組織的な対応に努めること。
- ・各寮の出入口に防犯カメラを設置するなど、ハード面の整備を行うこと

施設から、これらの指導に対して改善結果の報告があり、県において、その改善の内容を確認しております。今後も引き続き、改善の状況を確認してまいります。

この公表は、平成 21 年の児童福祉法改正により、施設入所児童等に対する権利擁護を図るため、施設内虐待（「被措置児童等虐待」として定義）の防止対策として制度化されたものです。

なお、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、児童相談所や県、市町村に通告しなければならないとされております。

通告された方の情報については守秘義務があり、公表されることはありませんので、疑いのある児童を発見した場合には、積極的に通告いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 【被措置児童等とは】

児童養護施設や乳児院、情緒障害児短期治療施設などの施設に入所している児童や里親に委託されている児童などのことをいいます。

#### 【被措置児童等虐待とは】

被措置児童等が、施設職員や里親などから、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄など）又は心理的虐待を受けることをいいます。